

工保第 19 号
平成 26 年 8 月 28 日

一般社団法人神奈川県火薬類保安協会会长様

神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課長



鳥獣の追い払いに用いる火薬類の取扱いに係る保安確保
について（周知依頼）

本県の火薬類の保安の確保につきましては、日ごろからご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、野生鳥獣の追い払いに用いられる動物駆逐用煙火使用中の負傷事故が相次いで発生したことを受け、先般、経済産業省及び関係省庁から鳥獣被害対策に携わる関係機関及び関係者に対して、動物駆逐用煙火の取扱いに係る注意喚起を促す通知がなされたところです。

そこで、当課においては、動物駆逐用煙火等の取扱いに係る保安確保に資するため、別添 1 のとおり、動物駆逐用煙火等の法令上の位置付けや取扱いに関する留意事項などについてまとめました。

また、動物の追い払いに用いる花火弾（シェルクラッカー）については、県内において、その保管（貯蔵）に当たって不適切な事例が報告されておりますので、改めて別添 2 のとおり、法令上の取扱いに関して整理しました。

については、貴協会におかれましては、別添 1 及び別添 2 について関係する貴会員に周知してくださるようお願いいたします。

なお、本件につきましては、本県環境農政局水・緑部自然環境保全課長から、関係市町村及び関係団体に周知依頼しておりますことをお知らせします。

問い合わせ先
火薬電気グループ 長谷川
電話 045-210-3475 (直通)



動物駆逐に煙火などを用いる場合の保安確保について

平成 26 年 8 月
神奈川県安全防災局工業保安課

農地や集落に出没するサルなどの野生鳥獣を追い払うために用いられる動物駆逐用煙火やロケット花火等は、火薬類であることから、その取扱いを間違えると重大な事故につながるおそれがあり、十分な注意が必要です。そこで、動物駆逐に煙火などを用いる場合の保安の確保を図るため、次のとおり留意事項を示しましたので、実務の参考としてください。

1 法令上の位置付け

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下「法」という。）において、動物駆逐用煙火は「煙火」、ロケット花火等は「がん具煙火」に位置付けられています。ただし、「がん具煙火」を動物駆逐に用いる場合は、消費（使用）段階では「煙火」扱いとなります。（平成 22 年 9 月 22 日付け 22 保安第 23 号経済産業省通知）

（1）譲渡又は譲受（購入）の許可（法第 17 条関係）

火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりませんが、動物駆逐用煙火やロケット花火等のがん具煙火は、法第 51 条の規定により法の適用除外に当たるため、譲渡又は譲受の許可は必要ありません。

（2）貯蔵（保管）（法第 11 条関係、同法施行規則（以下「規則」という。）第 15 条関係）

火薬類の貯蔵（保管）は、火薬庫においてするのが原則ですが、総保管数量が、煙火にあっては 5 キログラム以下、がん具煙火にあっては 25 キログラム以下の場合には、火薬庫以外の安全な場所（火薬庫外貯蔵庫）で保管することが可能であり、許可は必要ありません。

火薬庫以外での保管は、貯蔵の技術上の基準（規則第 16 条、火薬庫での保管は規則第 18 条）に従って行います。

（3）消費（使用）（法第 25 条、26 条関係、規則第 49 条関係）

煙火及びがん具煙火は、使用数量が「1 個当たりの火薬量（又は爆薬量）10 g 以下のものであって 1 日の消費数量 200 個以下」であれば、知事の許可は必要ありません。（規則第 49 条）

使用に当たっては、火薬類の取扱い（規則第 51 条）及び消費の技術上の基準（規則第 50 条、第 56 条の 4）に従います。

2 保安の確保について

野生鳥獣の追い払いのため動物駆逐用煙火やロケット花火等を取り扱う者は、これらの火薬類の法令上の規定や安全に使用する方法などについての知識や技術の習得が必要になります。

また、野生鳥獣の追い払いに関わる市町村や関係団体の担当職員も、動物駆逐用煙火等の法令上の規定や安全な使用方法に関して知識の確保に努めてください。

(1) 動物駆逐用煙火を用いる場合

動物駆逐用煙火使用中に、持ち手付近で破裂し、指を欠損するなどの負傷事故が度々発生しています。動物駆逐用煙火を取り扱う者は、正しい知識と技術の習得のため、煙火消費保安手帳※を取得するなど、一層の保安の確保に努めましょう。

*公益社団法人日本煙火協会が発行する手帳です。煙火消費にあたり取得が法で義務付けられているものではありませんが、一定レベルの知識・技術の証となるため、本県では、花火大会等で煙火を取扱う者に取得を指導しています。

(2) ロケット花火等のがん具煙火を用いる場合

がん具煙火として販売されている火薬類を動物の駆逐の用に供するために消費する場合には、法第 25 条第 1 項但し書き及び規則第 49 条第 6 号の規定により、1 日につき、原料をなす火薬又は爆薬が 1 個当たり 10 グラム以下の煙火 200 個以下を消費する場合は消費の許可は不要です。

消費に当たっては、消費の技術上の基準（規則第 56 条の 4）に従う必要があります。

なお、本県では、動物駆逐にがん具煙火を使用することは、がん具煙火の用途外使用にあたり、火災を引き起こす危険もあることから、がん具煙火よりも動物駆逐用煙火の使用を推奨します。

○動物駆逐用煙火及び鳥獣駆逐のために使用するがん具煙火の取扱い一覧表

取扱い	動物駆逐用煙火	がん具煙火
譲受（購入）	譲受許可不要※	
消費（使用）	火薬量（又は爆薬量）が1個当たり10グラム以下であって1日の消費数量200個以下の場合は許可不要	
貯蔵 (保管場所及び 総保管数量)	5キログラム以下	25キログラム以下
	火薬庫外貯蔵庫	火薬庫外貯蔵庫
	5キログラム超	25キログラム超
	煙火火薬庫 (最大貯蔵量5トン)	がん具煙火貯蔵庫 (最大貯蔵量10トン)

※動物駆逐用煙火の販売に当たっては、販売業者において、購入者が煙火消費保安手帳を保持しているか確認するなど、自主的な販売規制を行う場合があります。

参考法令

○火薬類取締法（昭和二十五年五月四日法律第百四十九号）

（定義）

第二条 この法律において「火薬類」とは、左に掲げる火薬、爆薬及び火工品をいう。

一～二 （略）

三 火工品

ヘ 煙火その他前二号に掲げる火薬又は爆薬を使用した火工品（経済産業省令で定めるものを除く。）

2 この法律において「がん具煙火」とは、がん具として用いられる煙火その他のこれに類する煙火であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

（貯蔵）

第十一条 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。

2 火薬類の貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

3 都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従つて火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。

(譲渡又は譲受の許可)

第十七条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～六 (略)

2～9 (略)

(消費)

第二十五条 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるもの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。

2～4 (略)

第二十六条 火薬類の爆発又は燃焼は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

(適用除外)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 煙火については、第十七条、(中略)

の規定は、適用しない。

4 がん具煙火については、前項に規定するもののほか、第五条、第十八条、第二十五条及び第二十六条の規定は、適用しない。

5 前二項に規定するもののほか、第三条、第四条、第十一条第二項及び第三項、第十三条、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十八条、第四十一条並びに第四十六条第一項第二号の規定は、各規定ごとに経済産業省令で定める数量以下のがん具煙火については、適用しない。

6 (略)

○火薬類取締法施行規則（昭和二十五年十月三十一日通商産業省令第八十八号）

第一条の五 法第二条第二項 に規定するがん具煙火は、次の各号に掲げるものとする。

一 がん具として用いられる煙火

イ～ハ (略)

ニ 飛しようすることを主とするもの

(1) 笛ロケットその他の笛音を出す尾つきの筒物であつて、火薬〇・五グラム以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）二グラム以下のもの

(2) ~ (3) (略)

ホ～チ (略)

二～九 (略)

(火薬庫外に貯蔵できる火薬類)

第十五条 法第十二条第一項 ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量（同表に掲げるその他の火工品にあっては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量）とする。（中略）

(8) に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。

(表の該当箇所)

(8) 都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者	
実包及び空包	800個
煙火（がん具煙火を除く）	5キログラム
がん具煙火	25キログラム

2 (略)

(火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)

第十六条 法第十二条第二項 の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一 火災及び盗難の防止について留意すること。

二～四 (略)

五 前条第一項の表（8）の規定により火薬類を貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、堅固な設備に収納し施錠すること。

(無許可消費数量)

第四十九条 法第二十五条第一項 ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

一～五の二 (略)

六 動物の駆逐の用に供するために消費する場合には、一日につき空包百個以下又は原料をなす火薬又は爆薬十グラム以下の煙火二百個以下

(消費の技術上の基準)

第五十条 法第二十六条の規定による火薬類（コンクリート破碎器、建設用びよう打ち銃用空包、模型ロケットに用いられる火薬類、発信器及び煙火を除く。）の消費で土木工事、土石採取その他の事業に係るものとの技術上の基準は、次条から第五十六条まで、コンクリート破碎器の消費の技術上の基準は、第五十六条の二、建設用びよう打ち銃用空包の消費の技術上の基準は、第五十六条の三、模型ロケットに用いられる火薬類の消費の技術上の基準は、第五十六条の三の二、発信器の消費の技術上の基準は、第五十六条の三の三、煙火の消費の技術上の基準は、第五十六条の四に定めるところによる。

(火薬類の取扱い)

第五十一条 消費場所において火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一～十三 (略)

十四 一日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費場所に火薬類を残置させないで火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に貯蔵すること。

十五～十六 (略)

十七 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

十八 火薬類の取扱いには、盜難予防に留意すること。

(煙火の消費)

第五十六条の四 消費場所において煙火を取り扱う場合には、第五十一条第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。
- 二 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。
- 三 前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場（同項ただし書の場合にあつては、

火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所)に返送すること。

- 四 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛け煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置しないこと。
 - 五 煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。
 - 六 煙火の消費場所の付近に消防用水を備える等消火のための準備をすること。
 - 七 煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。
- 2 消費場所においては、煙火の管理及び打揚等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。
- 3 前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならない。
- 一 煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛け煙火の設置場所及び火氣を取り扱う場所に対し、二十メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。
 - 二 煙火置場は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。
 - 三 煙火置場に煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。
 - 四 煙火置場の周囲には、「煙火」、「立入禁止」、「火氣厳禁」等と書いた警戒札を建てること。
 - 五 煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、これらにおおいをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。
- 4 煙火(手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。)を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
- 一 打揚煙火の打揚筒及び仕掛け煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。
 - 二 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。
 - 三 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。
 - 四 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし、又はおおいをすること。
 - 五 打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
 - 六 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。

- 七 消費の準備の終了した仕掛け煙火（火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。）から二十メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛け煙火から二十メートル以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。
- 八 上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して二十メートル以上の安全な高さで開かせること。
- 九 煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限りでない。
- 十 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 十一～十六 (略)
- 5～6 (略)

花火弾（シェルクラッカー）の法令上の取扱いについて

平成26年8月

神奈川県安全防災局工業保安課

＜火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）関係規定＞

1 花火弾の法令上の分類

- 花火弾（シェルクラッカー）は、法上「空包」に分類される。

（平成26年1月21日 経済産業省商務流通保安グループ照会回答）

2 譲渡又は譲受・消費関係

（譲渡・譲受の許可）

火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可が必要。（法第17条第1項）

（猟銃用火薬類等の特則）

猟銃等にもっぱら使用される実包・空包等の譲受許可等権限は、県公安委員会が有す。（法第50条の2第1項）

（無許可譲受数量）

法第17条第1項第3号により無許可で譲受できる猟銃用火薬類等の数量は、鳥獣の捕獲の許可等の有効期間につき、実包300個以下。（猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。） 第4条）

空包は無許可譲受対象にされていないため、花火弾（=空包）の譲受には、県公安委員会の許可が必要である。

（無許可消費数量）

法第17条第1項第3号に規定する者が、鳥獣の捕獲等の用に供するため無許可で消費できる猟銃用火薬類等の数量は、1日に実包又は空包合計100個以下。（内閣府令第12条第2号）

3 貯蔵関係

（火薬庫外に貯蔵できる火薬類）

法第11条第1項により火薬庫外に貯蔵する場合、実包及び空包800個以下は、知事の指示が不要。（法施行規則第15条第1項の表）

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

法第11条第2項により火薬庫外においてする貯蔵にあたっては、火災及び盜難の防止について留意するとともに、ロッカー、金庫等堅固な設備に収納し施錠して保管しなくてはならない。（法施行規則第16条）

<許可要否一覧>

鳥獣の捕獲の許可を受けた者が、花火弾を鳥獣の捕獲の目的で購入・使用する場合の許可の要否について

取扱い	花火弾の数量	許可の要否	申請窓口
譲受（購入）	—	必要	県公安委員会
消費（使用）	1日につき、実包と合計し100個超	必要	県公安委員会
	1日につき、実包と合計し100個以下	不要	—
貯蔵 (保管数量)	実包と合計し800個超	必要	県知事
	実包と合計し800個以下	不要	—

参考法令

○火薬類取締法（昭和二十五年五月四日法律第百四十九号）

（貯蔵）

第十一條　火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。

2　火薬類の貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

3　都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従つて火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。

（譲渡又は譲受の許可）

第十七条　火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～二　（略）

三　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者（許可を受けた者が同条第八項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて装薬

銃を使用するもの又は同法第五十五条第一項の規定による登録を受けた者が、鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。

(消費)

第二十五条 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるもの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。

2～4 (略)

(猟銃用火薬類等の特則)

第五十条の二 実包又は政令で定める火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定するけん銃等又は猟銃にもつぱら使用されるものに関しては、第十七条（第一項第四号を除く。）、第二十四条及び第二十五条中「経済産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様とする。

2 (略)

○火薬類取締法施行規則

(昭和二十五年十月三十一日通商産業省令第八十八号)

(火薬庫外に貯蔵できる火薬類)

第十五条 法第十一一条第一項 ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量（同表に掲げるその他の火工品にあっては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量）とする。（以下略）

(表の該当箇所)

(8) 都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者	
実包及び空包	800個

(火薬庫外において貯蔵の技術上の基準)

第十六条 法第十一条第二項 の規定による火薬庫外において貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一 火災及び盗難の防止について留意すること。

二～四 (略)

五 前条第一項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、堅固な設備に収納し施錠すること。

○獣銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令
(昭和四十一年九月七日總理府令第四十六号)

(無許可譲受数量)

第四条 法第十七条第一項第三号 の規定による無許可で譲り受けることができる獣銃用火薬類等の数量は、登録又は鳥獣を捕獲することの許可(許可を受けた者が法人の場合にあっては、従事者証)の有効期間につき、無煙火薬若しくは黒色獣銃用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個(このうちライフル銃用雷管については五十個)以下又は実包三百個(このうちライフル銃用実包については五十個)以下とする。

(無許可消費数量)

第十二条 法第二十五条第一項 ただし書の規定により無許可で消費することのできる獣銃用火薬類等の用途及び数量は、次の各号のとおりとする。

一 (略)

二 法第十七条第一項第三号 に規定する者が、鳥獣の捕獲(殺傷を含む。)又は駆除の用に供するために消費する場合には、一日に実包又は空包合計百個以下

三～五 (略)